

3・5 WTO

3・5・1 WTO の最近の動き

1. ドーハ・ラウンド

2001年11月にカタール・ドーハでの第4回WTO閣僚会議において新ラウンド（ドーハ開発アジェンダ）の立ち上げが宣言されるとともに、海運を含むサービス自由化に向けて「新サービス貿易協定（TiSA：Trade in Services Agreement）」策定に向けた交渉が開始されており、日本も2013年から当該協定の策定交渉に参加している。このため、当協会も本件について状況注視・過去の年報でも内容を記載しているものの、2026年3月末時点でも進展は見られていない。

2. 紛争解決制度

WTO紛争解決制度における最終審である上級委員会にて委員数が審理に最低限必要な3人を割ったことから、本制度は事実上機能停止状態にある（詳細については『船協海運年報2019』参照）。これを受けて、一部のWTO加盟国が暫定的な上訴制度として多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement（MPIA））を設立、日本も参加している。2025年6月には、MPIA参加メンバーは、日本政府が推薦した荒木一郎横浜国立大学名誉教授を含む新たなMPIA仲裁人団を決定した。なお、2026年3月末時点において、海運や周辺分野に関連した事項については特段検討されていない状況にある。

3. ロシアへの対応

WTOには2022年2月にウクライナへの侵攻を開始したロシアも加盟しているところ、同国際組織には除名の規定がない。そのため、ロシアへの対応が加盟国間で異なるなか、同年3月、米国、EU、日本は夫々ロシアへの制裁の一環として、WTO協定に基づく加盟国間の最恵国待遇から同国を除外することを発表、日本では2022年4月から同除外措置が実施されている（『船協海運年報2022』）。当該適用除外措置は「国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令」により規定されているところ、本年報執筆時点（2026年3月末）では、2027年3月末までの延長が措置されている。

3・5・2 ICSによる“Friends of Maritime Group”の再創設構想

海事政策に関する多国間協議の場として、現在は海運先進国当局間会議（CSG）が活動しているが、同枠組みには非OECD加盟国が参加していない。また、WTOの枠組みでは海事政策を議論する場が存在しない。

こうした中、ICSは2025年9月18日、WTO Public Forumの機会を捉え開催したパネルセッション、続くWTOオコンジョ＝イウェアラ事務局長との対話を行い（当協会からはICS理事でもあるハグマン欧州地区代表が出席、篠原理事長が陪席）、WTO加盟国との海上輸送に特化したフォーラムの必要性を確認した。ICSとしては、CSGの活動を補完する協議の場として、かつてWTO政府代表者間で“Friends of Maritime Group”と呼ばれていた協議体の再創設を検討している模様。

以上